

(素案)

南区地域福祉 アクションプラン

(2021～2026)



新潟市南区役所

新潟市南区社会福祉協議会

南区地域福祉アクションプランとは

地域の様々な福祉課題について、その解決に向けた対応策・方向性などの目標を、地域の方々、福祉事業者、社会福祉協議会及び区が、協働で策定した計画です。

新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージから、障がいのある方へ配慮し、原則としてひらがなで表記することとしています。
ただし、法律名や固有名詞などは、漢字で表記しています。

はじめに

南区長

写真

南区社会福祉協議会会長

写真

南区地域福祉アクションプラン推進委員会委員長

写真

南区地域福祉アクションプラン 目次

序章	地域福祉とは 地域福祉計画とは	・ ・ ・ ・ ・	P
----	-----------------	-----------	---

第1章	南区地域福祉アクションプラン	・ ・ ・ ・ ・	P
-----	----------------	-----------	---

- I 南区の概要（すがた）
 - II 基本理念
 - III 基本目標
 - IV 構成について
 - V 計画期間について
-

第2章	分野別計画	・ ・ ・ ・ ・	P
-----	-------	-----------	---

- 子ども・子育て支援
 - 障がい者・生活困窮者支援
 - 高齢者介護者支援・健康寿命の延伸
 - 地域づくり
-

第3章	地区別計画	・ ・ ・ ・ ・	P
-----	-------	-----------	---

- ①新飯田地区 ②茨曾根地区 ③庄瀬地区 ④小林地区
 - ⑤臼井地区 ⑥大郷地区 ⑦鷲巻地区 ⑧根岸地区
 - ⑨大通地区 ⑩白根地区 ⑪味方地区 ⑫月潟地区
-

第4章

南区地域福祉アクションプランの進行管理と評価体制	・ ・ ・ ・ ・	P
--------------------------	-----------	---

資料編

- 1 南区地域福祉アクションプラン策定経過
- 2 南区地域福祉アクションプラン推進委員会開催要綱
- 3 南区地域福祉アクションプラン推進委員会委員名簿
- 4 統計データ

序章 地域福祉とは 地域福祉計画とは

地域福祉とは

それぞれの地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題に取り組む考え方です。

そのためには、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助）、介護保険制度など（共助）、行政制度（公助）の連携によって、地域の福祉課題を解決していく必要があります。

「自助」：自分自身や家族でできることは自ら行う

「互助」：自分だけでは解決できないことは、地域の中の助けあいで解決を図る

「共助」：介護保険制度など制度化された相互扶助で解決を図る

「公助」：行政などが行う公的サービスを活用して解決を図る

地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、地域住民が行政と共に計画策定に参画し、地域における「新たな支えあい」（互助）を確立し、「自助」「互助」「共助」「公助」それぞれが機能する地域づくりをするための理念としくみづくりです。

歳をとっても、障がいがある人もない人も、個人が目指す自分らしい生き方ができ、また、安心して子どもを育む次世代につなぐことのできる地域にするため、地域でしか見えない課題、地域における将来の課題を確認し、地域で課題を解決していく将来の地域づくり、人づくりの目標と方向性を設定します。

「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域で支えあう福祉」を推進していきます。

計画の位置づけ

社会福祉法第106条の3第1項により、市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされました。

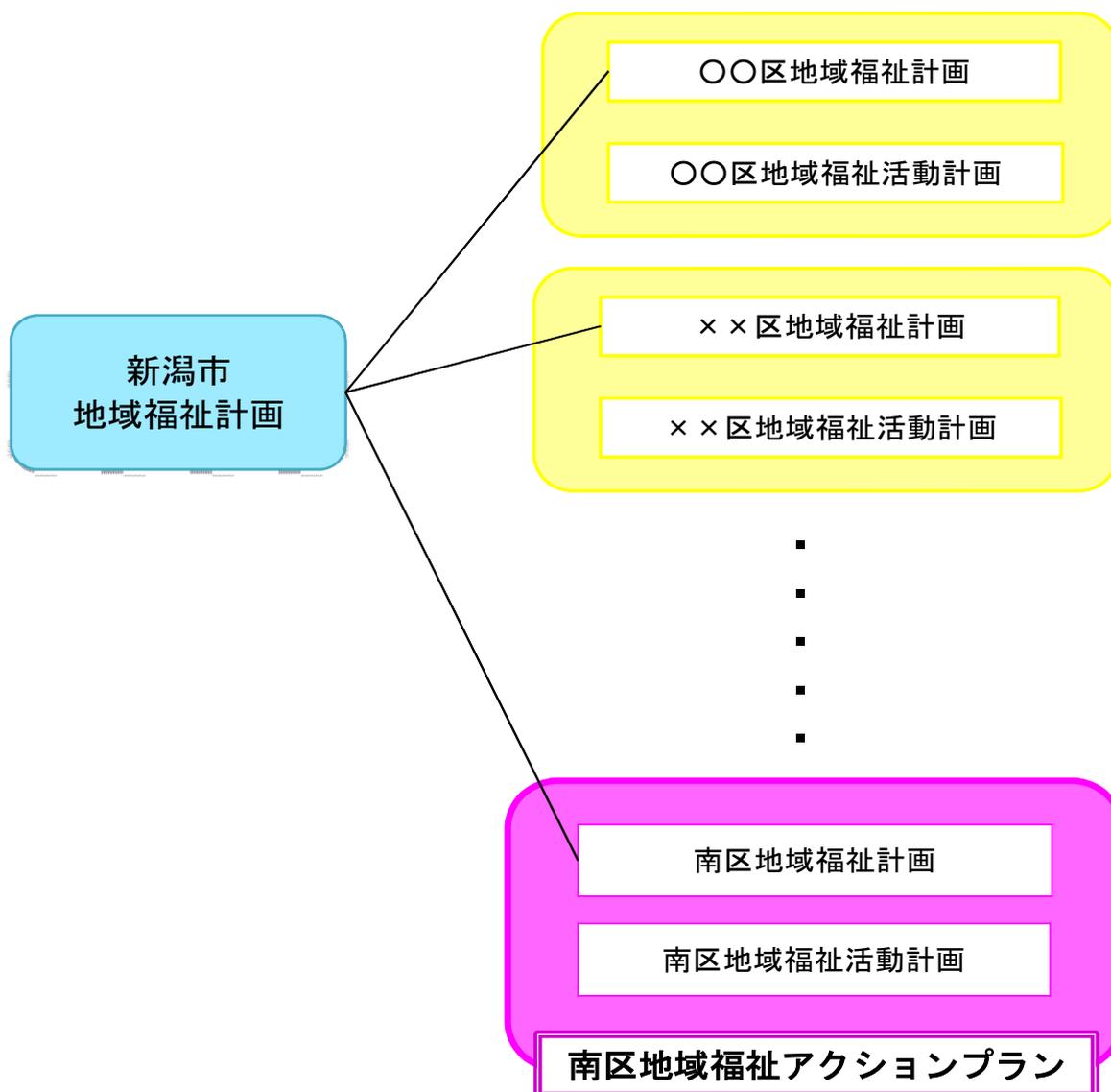
また、同法107条第1項により、市町村は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めることとされ、本計画は包括的な支援体制を明確にする「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉活動計画とは、地域の生活課題の解決策を見出すため、社会福祉協議会の呼びかけにより、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目的とし、地域課題や地域福祉推進の方向性を共有し、互いに補完・補強しあう関係にあるため、新潟市では平成21年度から行政区ごとに一体で策定しており、地域住民を主体に地域福祉計画の推進に取り組んできました。

南区ではこの両計画を総称して「南区地域福祉アクションプラン」としています。

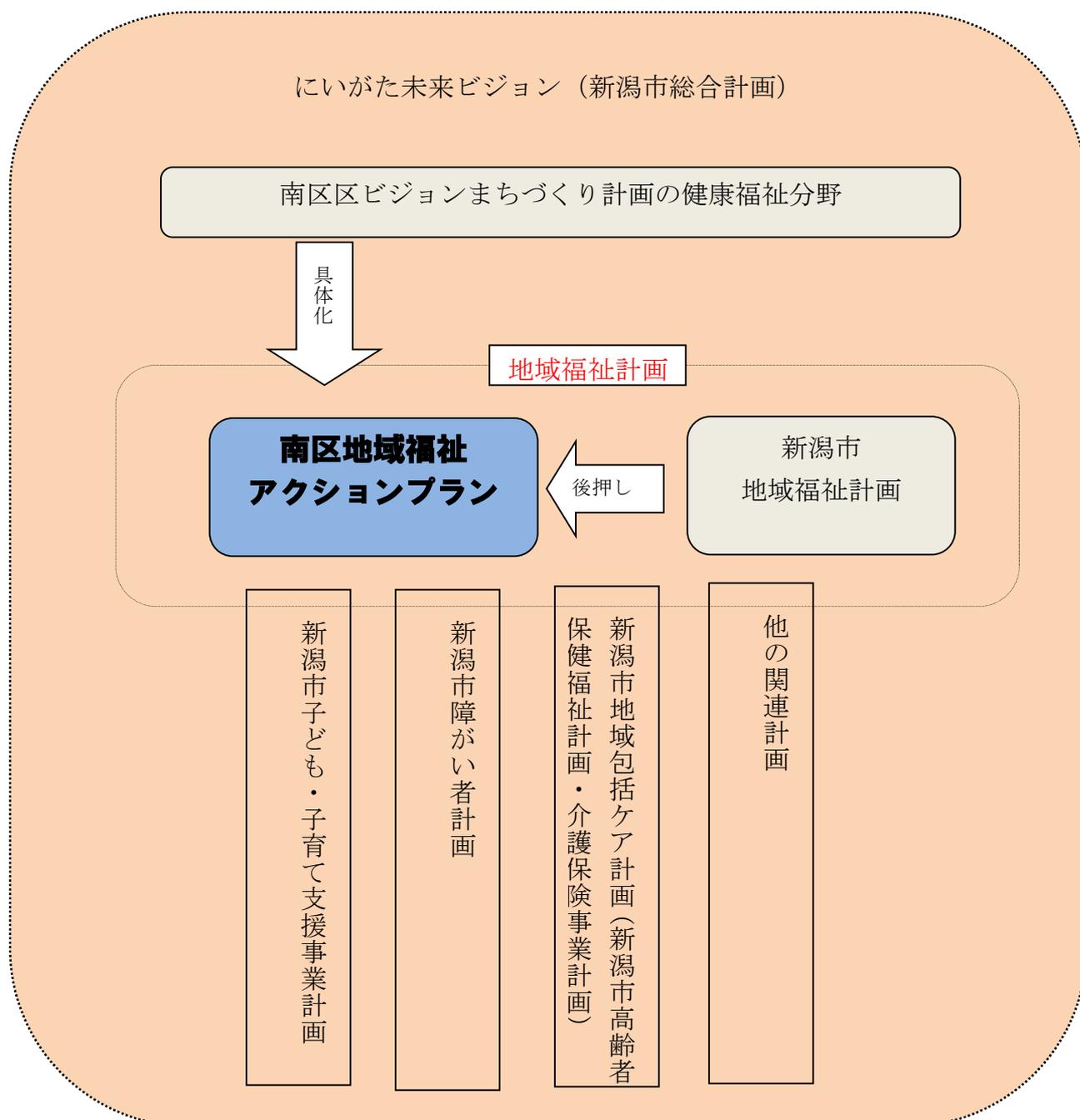


他の行政計画との関係

「南区地域福祉アクションプラン」は、「にいがた未来ビジョン」（新潟市総合計画）を上位計画とする計画であり、「南区の区ビジョンまちづくり計画」の健康福祉分野を具体化した計画です。

「新潟市地域福祉計画」は、各福祉分野の上位計画であるとともに、区計画の取り組みを後押しする計画とされています。

なお、福祉分野の「新潟市子ども・子育て支援事業計画」や「新潟市障がい者計画」、「新潟市地域包括ケア計画」のほか、「新潟市健康づくり推進基本計画」といった関連計画との整合性を図っています。



第1章 南区地域福祉アクションプラン

I 南区の概要（すがた）

新潟市の南部に位置し、旧白根市・旧味方村・旧月潟村の区域で構成され、区の東側を信濃川、中央を中ノ口川が流れ、両河川によってはぐくまれた肥沃な農地が広がっています。

産業では、仏壇や鎌などの伝統的な地場産業や工業団地の立地により製造業が盛んです。

農業分野では、稲作や果樹栽培が盛んであり、野菜や花の産地としても知られ、食用菊やチューリップ切り花が有名です。また、世界最大級の白根大凧合戦など、数多くのイベントを活用した観光分野にも力を入れています。

【現在の人口】

南区の人口は44,402人、世帯数は16,229世帯（令和2年3月末住民基本台帳）と、いずれも8区の中では最も少ない数値となっています。

各世代の人口構成は、14歳以下の年少人口の割合が11.6%、15から64歳の生産年齢人口の割合が58.4%、65歳以上の高齢者人口の割合が29.9%となっています。

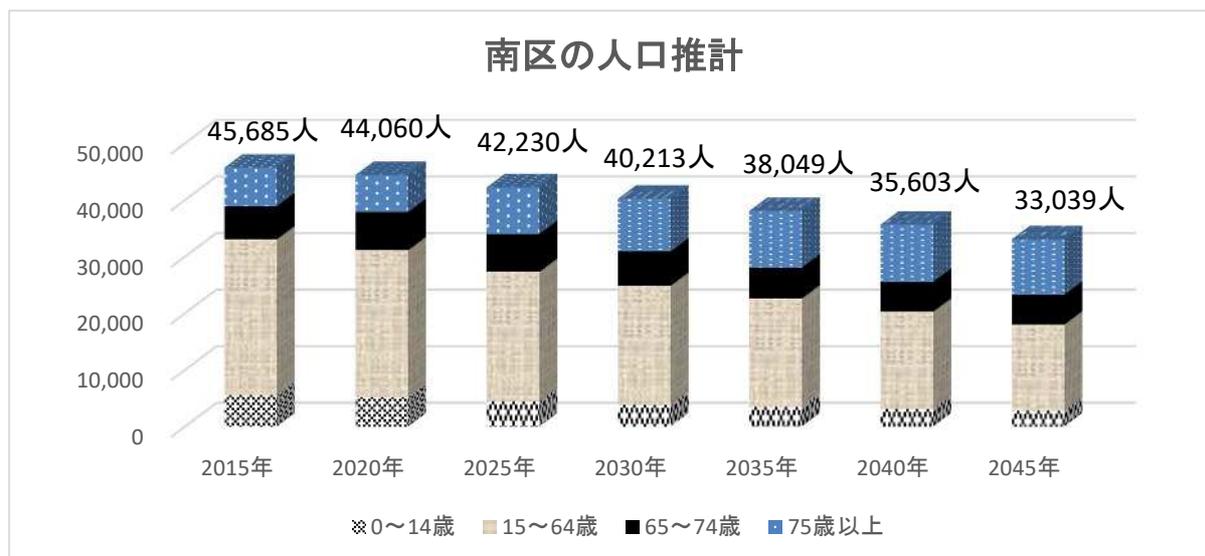
【将来の人口】

将来の南区の人口については、平成27年度の国勢調査の結果を基にした推計では、2025年には42,230人、2030年には40,213人となり、2040年には、35,603人まで人口が減少。8区の中で2番目に大きな減少率が見込まれています。

また、65歳以上の高齢化率については、2020年の29.9%から10年後の2030年には38%を超える見込みです。

人口減少・少子超高齢社会を迎え、だれもが地域で育て、見守り、つながるしくみづくりが必要です。地域の人材、支えあう風土、伝統文化など地域の持つ資源を活かし、子どもから子育て世代、障がいのある方、高齢者などの交流と各世代間の交流を促し、地域のつながりを更に深めていかなければなりません。

そのためには、コミュニティ協議会や自治会、福祉関係団体、ボランティア団体などを中心とした、人の「力」、地域の「力」をどう活かしていくかが、重要な課題となっています。



出典 平成27年度国勢調査を基に作成（2020年まで実数としている）

Ⅱ 基本理念

南区において、地域の連帯を強め、住み慣れた地で安心して生活できるよう、誰もがつながり支えあい自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりが、“ふるさと南”の創造につながります。また、こうした地域福祉の取り組みから、区民一人ひとりが生きがいを持ち、福祉活動で潤うまちを創りあげます。

南区地域福祉アクションプランの基本理念は、これまで進めてきた第二次アクションプランの基本理念に、新潟市地域福祉計画の基本理念である地域共生社会の実現を目指し、「つながり」「支えあい」やネットワークを強化する視点、お互いの個性や多様性を尊重する視点を反映して策定しました。

<新潟市地域福祉計画の基本理念>

みんなで創ろう だれもが人や社会とつながり 認め、支えあい自分らしくいきいきと暮らせる福祉の都市(まち)『にいがた』

Ⅲ 基本目標

《ひととひとがふれあい、安心していつまでも暮らせるまち》

- 信濃川と中ノ口川の両河川によってはぐくまれる豊かな自然環境と調和した、安心・安全で、住みよいまちを目指します。
- 子どもから高齢者まで地域の中で、支えあい、学びあい、はぐくみあう、笑顔があふれるまちを目指します。
- 地域力・市民力を発揮する、区民みんなが主役となるまちを目指します。

・・・南区区ビジョンまちづくり計画「目指す区のすがた」から抜粋

IV 構成について

南区地域福祉アクションプランは、福祉分野ごとにまとめた「分野別計画」と、区内12の地区で策定される「地区別計画」から構成されています。

分野別計画は、地域における福祉課題を「子ども・子育て支援」、「障がい者・生活困窮者支援」、「高齢者介護者支援・健康寿命の延伸」及び「地域づくり」の分野ごとに整理し、行政、社会福祉協議会、福祉事業者及び地域住民による課題解決に向けた取り組みの方針や内容を明らかにしたものです。

地区別計画は、コミュニティ単位で抱える課題の確認と解決するための目標を設定し、地域福祉活動に関わる者自らが計画の進行を管理するしくみをつくっています。

V 計画期間について

令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で南区地域福祉アクションプラン推進委員会や座談会の開催が制限されたことから、計画期間内においても必要に応じて、計画の追記や見直し等を実施することとします。

分野別計画 体系

基本目標 ひととひとがふれあい、安心していつまでも暮らせるまち

安心して産み子育てできるまち

妊娠期からの切れ目ない支援

地域で支えるゆとりある子育てへの支援

子育て支援施設の充実

障がいのある人もない人も安心して暮らせるまち

福祉サービス利用の相談体制充実

障がいのある人と地域との交流

自立支援体制の充実

高齢者も安心して暮らせるまち

高齢者・介護者を見守り支え合うしくみづくり

認知症対策と在宅医療に対する理解の推進

健康寿命の延伸

私たちが支えあい、助けあうまち

地域のボランティアや福祉活動の情報発信と活動支援

地域の茶の間・ふれあいいいききサロン活動の支援

個別・地域課題の解決に向けた取り組み

避難行動要支援者に対する支援の充実

○子ども・子育て支援

《目標》 安心して産み子育てできるまち

①■妊娠期からの切れ目ない支援

【現状と課題】

子育てを負担に感じる人の多くが「子どもについての心配事が多い」ことを挙げています。こうした保護者の中には、子育て世帯が集まる機会があっても参加に消極的であったり、参加できない人もいます。また、妊娠期から不安や問題を抱える人たちの状況が多様化してきており、それぞれの家庭のニーズに合わせたきめ細かい対応が求められています。

孤立感を解消し、子育ての負担を軽減していくことが、児童虐待予防の面からも重要となっています。

【取り組み（施策）の方向性】

妊娠から子育てまでの相談などに一貫して対応するため、母子手帳交付時からの切れ目ない支援を行います。

安産教室や妊娠・子育てほっとステーションを通し、情報提供や相談の場をつくるほか、支援の必要な妊産婦に対しては、継続的な関わりを持ちながら支援していきます。

出産後には、保健師や助産師の訪問による個別対応に加え、必要に応じて医療機関や地域子育て支援センターなど関係機関とも連携し、妊産婦のさまざまな心配事にも対応します。また、同じような悩みを持つ仲間づくりの場として子育て支援プログラムを実施していきます。

◎主な取り組みの内容

- ◇多様な手法による子育て情報の発信
- ◇子育て中の親同士の交流促進、ネットワークづくり
- ◇訪問・相談事業の強化
- ◇支援の必要な妊産婦への支援



妊娠・出産・子育て QR



市社協子育てに関すること QR

②■地域で支えるゆとりある子育てへの支援

【現状と課題】

核家族化が進んでいることに加え、地域の中での関係性が希薄になり、子育てに対する支援の手が減っていることなどから、多くの保護者が生活にゆとりがなく時間に追われていたり、子どもに対するイラ立ちを感じている状況があります。

子育ての悩みや不安を感じる時、相談の相手として配偶者や親せきとともに友人・知人をあげる人は多く、地域の中に協力者・支援者がいるという安心感がゆとりある子育てのために必要と考えられます。また、子育てを応援したい人と支援を必要としている人をつなぐファミリー・サポート・センター事業については、利用が少数にとどまっており、周知についての検討が必要です。

【取り組み（施策）の方向性】

身近な地域に遊びや交流ができる居場所を求める保護者は多く、子育て中の保護者と子どもが気軽に参加できる交流の場を各地域で継続的に開催し、情報や悩みを共有できる場として活用します。子育て世代のニーズに対応するため、内容の充実を図るとともに、支え合いの輪がひろがるよう、多くの保護者が参加し参加者同士の交流を深め互いに支え合える関係づくりを目指します。

また、ファミリー・サポート・センター事業については、必要な人へ支援が届くよう周知を図ります。

◎主な取り組みの内容

- ◇子育て中の親同士の交流促進、ネットワークづくり（再掲）
- ◇地域住民全体で子どもを育む意識の向上
- ◇子育て中の親子の居場所の確保
- ◇子育て支援リーダー、ボランティアの育成と活動の支援
- ◇ファミリー・サポート・センターによる子育て世帯の支援



南区子育て・教育 QR



ファミリーサポートセンターQR



子育てサークル QR

③■子育て支援施設の充実

【現状と課題】

南区には、児童館・児童センターが4館設置されており、乳幼児から高校生まで多くの子どもたちが利用しています。

安心して過ごせる居場所としての活用とともに、子どもの年齢や興味関心に応じた遊びや体験、情報の提供など、多様化するニーズに合った施設運営が必要となっています。

【取り組み（施策）の方向性】

南区には、子どもの数に対する児童館・児童センターの設置数が多く、こうした資源を活かし、地域や学校、子育て支援センターなど関係機関と連携して内容の充実を図りながら、子どもたちの健全育成、健康増進を目指します。

◎主な取り組みの内容

- ◇子育て中の親子の居場所の確保（再掲）
- ◇児童館・地域子育て支援センターによる子育てネットワークの構築



南区子育て支援施設 QR

(用語解説)

「妊娠・子育てほっとステーション」とは……

妊娠から子育てまでの相談などに対応するため、各区に設置されている相談窓口。妊婦や小学校就学前の子どもを持つ保護者、その家族などが利用でき、必要に応じて保健師が家庭を訪問するなど、妊産婦の様々な心配事に対応します。

「地域子育て支援センター」とは……

子育てを行う市民に対する育児不安等の相談及び指導を行う施設です。気軽に遊びに行くことができ、他の子育て世帯との交流の場にもなっています。

「子育て支援プログラム」とは……

初めて赤ちゃんを育てている母親を対象とした4回連続の講座や、子どもと離れて母親同士で交流しながら自分や子育てについて話し合う6回連続の講座を実施しています。

「ファミリー・サポート・センター」とは……

市がアドバイザー業務を社会福祉協議会に委託し実施している、主に子どもの預かりと送迎についての子育て支援の仕組みです。

子育てに関する援助を受けたい方が「依頼会員」、援助をしたい方が「提供会員」としてそれぞれ登録され、アドバイザーが依頼会員のニーズに応じて条件の合う提供会員を紹介します。

「子育て支援リーダー」とは……

区が実施した「子育て支援リーダー講座」を受講した地域住民から始まった支援グループです。愛称「子育てオーエンジャー☆みなみ」として「子育て広場」のコーディネートなどを担っています。

「子育て広場」では、子育て中の保護者からの相談にも応じています。

○障がい者・生活困窮者支援

《目標》 障がいのある人もない人も安心して暮らせるまち

①■福祉サービス利用の相談体制充実

【現状と課題】

障がいのある人やその家族が福祉サービスなどについて相談する場合、相談支援事業者等の周知が不足しているため、どこに相談したらよいかわからないことがあります。また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、様々な生活課題に対し、当事者と地域社会がともに解決に向けて取り組む支援体制が求められています。

【取り組み（施策）の方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域で自立して生活していくためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制を構築することが必要です。

障がいのある人やその家族が福祉サービスを利用しやすい相談支援体制を充実させるとともに、関係する専門機関が情報を共有し、相談する人の立場に立った相談や情報の提供が図れる相談支援体制を推進します。また、行政や社会福祉協議会等の広報を活用して、相談窓口の周知を図ります。



◎主な取り組みの内容

- ◇基幹相談支援センターの充実
- ◇多様な手法による障がい福祉制度の周知

障がい福祉の相談窓口 QR

市社協障がい者に関すること QR

(用語解説)

「相談支援事業者」とは……

南区では「相談支援センターあると」などが、障がいのある方からの相談に応じ必要な便宜を供与するほか、福祉サービスを利用する前のサービス利用等計画の作成や、サービス利用後のモニタリングなどの支援を行います。

「基幹相談支援センター」とは……

「基幹相談支援センター秋葉」（南区・江南区・秋葉区エリア担当）

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行う相談機関です。

福祉サービスの利用や各種制度の活用の支援、生活上の困りごとなどの相談に応じます。

②■障がいのある人と地域との交流

【現状と課題】

障がいのある子どもたちが、地域の企業でボランティアに付き添ってもらいながら職場体験をする「ふれジョブ」の取り組みが行われています。また、白根健康福祉センターでは、障がい者団体が中心となり「わいわいカフェ」を運営しており、施設を利用する人との交流の場となっています。

しかしながら、地域では、障がいのある人が地域活動に参加しづらい状況となっています。

地域の人たちに障がいに対する理解を深めてもらい、障がいのある人も地域で安心して暮らせる地域づくりが必要です。

【取り組み（施策）の方向性】

地域で行われているまつりやイベントなどの交流の場に障がいのある人も積極的に参加できるよう支援していきます。また、地域の人たちに障がいに対する理解を深めてもらうために講座や研修会を開催し、障がい者団体や地域が、お互いの立場を理解できるよう情報の共有化を進めていきます。

◎主な取り組みの内容

- ◇民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会及びその他の団体との連携強化
- ◇障がいの理解のための講座、研修会の開催



南区の障がい者施設 QR

③■ 自立支援体制の充実

【現状と課題】

・障がい者（児）の自立支援

障がいのある人が自立した地域生活を送るためには、ライフステージに応じたサービスや支援につながるものが重要ですが、まだ十分ではありません。

「南区障がい者地域自立支援協議会」では、障がいのある人とその家族が抱える生活課題や地域の課題の早期発見・解決を支援していくために、関連分野の関係機関が困難事例や地域の課題に取り組んでいます。

今後、さらに課題の解決に向けて、関係機関と地域が一緒になって障がい者の生活を支える体制づくりが必要です。

・生活困窮者の自立支援

生活困窮者の置かれた状況は、多様であり、就労支援と併せて、関連する関係機関と連携しながら個々の状況に応じた多面的な支援が求められています。また、南区にはハローワークがないことから、地域における就職や雇用に関する相談を身近な環境で行うことが難しい現状があります。

そこで、ハローワーク新津と連携し、定期的に南区役所にて就労相談会を実施し、自立に向けた取り組みを行っています。

【取り組み（施策）の方向性】

・障がい者（児）の自立支援

障がいのある人の生活課題を早期に発見し、解決に向けて支援していくために、「南区障がい者地域自立支援協議会」や「南区地域福祉ネットワーク会議」を通じ、関係機関における情報共有を進めることで、病院や学校などの身近な相談窓口で行う困りごとの相談を必要な支援につなぐしくみづくりを進めるなど、地域を含めた相談支援体制の充実を図ります。

・生活困窮者の自立支援

生活困窮者の就労自立支援を行うため、ハローワーク新津と連携し、今後も継続して就労相談会を実施し、就職に向けた支援を行っていきます。

また、生活困窮者の置かれた状況は、多様であることから、地域でのネットワークを図るため、令和2年度から開始した南区支援会議を継続して開催し、地域や個々におけるニーズ、課題の解決へ向け、必要な情報共有を行います。

さらに、新潟市パーソナルサポートセンターをはじめとした関係機関と区役所が一体となり地域の中で包括的な相談体制を築いて、支援を行えるよう努めていきます。

◎主な取り組みの内容

- ◇南区障がい者地域自立支援協議会の運営
- ◇南区地域福祉ネットワーク会議の運営
- ◇民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会及びその他の団体との連携強化（再掲）
- ◇生活困窮者の就労支援
- ◇生活困窮者の相談支援
- ◇生活困窮者等の支援会議の運営



生活困窮者自立支援制度 QR

(用語解説)

「南区障がい者地域自立支援協議会」とは……

相談支援事業者、サービス事業者、保健・医療・教育関係者、社会福祉協議会などの職員により構成され、南区における障がい福祉に係る処遇困難事例への対応のあり方や地域生活の支援体制の充実に向けた地域課題の対応を協議します。

「南区地域福祉ネットワーク会議」とは……

児童・障がい・高齢・医療など、様々な分野で福祉関係の相談支援業務にかかわる専門職が、地域における福祉課題の解決に向け、連携を図るためのネットワークづくりを進めています。

「南区支援会議」とは……

生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談機関や地域包括支援センターや福祉、教育などの関係部局等を構成員とし、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換や支援体制に関する検討を行うために設置しています。

「新潟市パーソナル・サポート・センター」とは……

平成27年4月から生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者の支援制度が始まりました。

新潟市パーソナル・サポート・センターでは、仕事や暮らしに関して様々な問題を抱えていて、日常生活や経済上の自立が困難な方に寄り添い、包括的かつ個別的に相談支援を行います。相談支援員が、生活や仕事など幅広い相談を受け付け、地域の各団体・NPOや行政機関と連携し、相談者の自立を支援しています。

○高齢者介護者支援・健康寿命の延伸

《目標》 高齢者も安心して暮らせるまち

①■高齢者・介護者を見守り支え合うしくみづくり

【現状と課題】

少子超高齢社会の到来で急速な人口減少が進むなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、予防・生活支援・介護・医療・住まいの5つの要素が互いに連携しながら、地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の深化・推進が必要です。その土台として、地域住民同士による支え合いや助け合いを広げることが重要であり、誰もが困ったときに「助けて」と言い合えるお互いさまの地域づくり、安心安全な地域づくりに資するものとして、「支え合いのしくみづくり」の取り組みは地域の期待も大きくなっています。しかしながら、その取り組みは基本的な考え方の周知や一部の活動にとどまっているのが現状で、具体的な成果がなかなか見えにくいことが課題となっています。

また、高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターが設置されていますが、医療・介護の専門職には認知されているものの、一般の高齢者・介護者には十分に認知されているとは言えず、引き続き周知を行う必要があります。さらに、介護者を支援する取り組みとして家族介護教室を開催し、介護に関する知識・技術の向上や参加者同士の交流機会の促進などに取り組んでいます。

【取り組み（施策）の方向性】

地域が主体となって「支え合いのしくみづくり」の活動に取り組めるよう、区内の支え合いのしくみづくり推進員を中心に活動を支援します。また、支え合いのしくみづくり会議のネットワークを活用して、地域における現状を把握し、課題を共有するなど、地域の皆さんが活動の意義を十分理解して取り組めるよう必要な支援を行っていきます。

地域包括支援センターの役割や家族介護教室の開催について、幅広い世代に向けて情報を提供し、相談支援体制の行き届いた地域づくりを目指します。

家族介護教室の開催にあたっては、介護者のニーズの把握に努め、内容について一層の充実を図ります。

◎主な取り組みの内容

- ◇地域全体で高齢者を見守る体制の構築
- ◇支え合いのしくみづくりの構築
- ◇高齢者の総合相談窓口「地域包括支援センター」の周知
- ◇介護者の支援
- ◇地域ケア会議を活用した関係機関のネットワーク構築



地域包括ケアシステムQR



地域包括支援センターQR



市社協高齢者に関することQR

(用語解説)

「支え合いのしくみづくり」とは……

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供できる体制を「地域包括ケアシステム」といい、同システム構築のために地域が主体となって行う取り組み全般を総称して「支え合いのしくみづくり」といいます。

「支え合いのしくみづくり推進員」とは……

国がいう「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の本市の呼称。高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす役割があります。

「支え合いのしくみづくり会議」とは……

各地域におけるコーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有や連携強化の場として、中核となるネットワーク。

「地域ケア会議」とは……

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進します。

②■認知症対策と在宅医療に対する理解の推進

【現状と課題】

高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれるなか、認知症の予防や正しい知識の普及・啓発に取り組む必要があります。認知症を身近なものとして正しく理解し、認知症の人や介護者を見守り支援することが重要です。

あわせて、早期に適切な対応を行うことで、発症の予防や進行を遅らせるとともに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりが求められています。

また、超高齢社会の進行により、医療や介護の需要が大きく増加することが見込まれています。

医療や介護の資源には限りがあり、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築が求められているなかで、在宅医療を希望する人は少しずつ増えてきているようですが、在宅医療への認識はまだ十分とはいえません。

【取り組み（施策）の方向性】

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する、認知症サポーターの養成を引き続き進めていきます。また、幅広い世代への普及を目指して、地域での学習機会を設けます。

さらに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体で認知症高齢者を見守るネットワークの構築に取り組みます。

在宅医療について正しく理解し、住み慣れた自宅などの生活の場で安心して療養生活を送ることができるように、周知・啓発を行います。

◎主な取り組みの内容

- ◇地域全体で高齢者を見守る体制の構築（再掲）
- ◇地域ケア会議を活用した関係機関のネットワーク構築（再掲）
- ◇認知症の理解を深め、介護者を支える地域づくり
- ◇認知症予防出前講座の開催
- ◇在宅医療の普及・啓発



認知症サポート QR



在宅医療・介護連携推進事業 QR

③■健康寿命の延伸

【現状と課題】

生活習慣病の早期発見につながる特定健診の受診率は、40歳代・50歳代は市内平均より高いのに対し、高齢者層の受診率は低い状況にあります。

生活習慣を見ると、喫煙をする人や毎日飲酒する人の割合が高く、運動習慣のある人も少ない等、健康づくりに関心を持つ人が少ない現状があります。

一方で南区には、自主組織として各地区に保健会があり、「地域ぐるみで健康社会をつくろう」をスローガンに健康づくり活動を行っています。

【取り組み（施策）の方向性】

健康の維持・増進のため、健（検）診を受診しやすい体制を検討しながら、受診率の維持・向上を図ります。また、取り組みやすい内容の事業を実施することで、健康意識の向上を図り、子どもから高齢者まで全世代が望ましい生活習慣が確立できるよう、地域における健康づくりの取り組みを進めます。

健康づくりは運動、食事、休養、こころの健康等様々な分野に及ぶため、食生活改善推進委員や運動普及推進委員の協力を得ながら、地区保健会や自治会、コミュニティ協議会など関係機関とも連携し、様々な場面を捉え、健康づくりに関心が持てるように啓発や活動を展開します。

◎主な取り組みの内容

- ◇健康寿命延伸に向けた取り組みの実施
- ◇地区保健会活動の推進



保健・健康 QR



はかろう体重あるこう南区 QR

(用語解説)

「在宅医療」とは……

外来や入院でなく、自宅などの生活の場で、診療や治療、処置などを行うのが「在宅医療」です。おもに病院への通院が難しい患者さんが、医師や看護師、リハビリ従事者などに、自宅または入居施設に来てもらい、医療の継続や支援を受けることをいいます。

「認知症サポーター」とは……

認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り、支援する応援者で、市町村や職場などで実施されている「認知症サポーター養成講座」の受講者になります。受講者には、認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与されます。

「食生活改善推進委員」とは……

地域で、食を通じて健康づくり活動を推進している食の健康ボランティア。

「運動普及推進委員」とは……

地域で運動を通して、健康づくりや介護予防を普及しているボランティア。

○地域づくり

《目標》 私たちが支えあい、助けあうまち

①■地域のボランティアや福祉活動の情報発信と活動支援

【現状と課題】

人口減少、少子超高齢社会の進展により、これまでの高齢者福祉や介護保険サービス等の「公助」や「共助」では十分に支援できない状況があり、住民参加による「互助」の支えあいが求められています。しかし、ボランティア活動に対する市民の関心がやや低くなってきており、また、地域にはどのようなニーズがあり、どのようなボランティア活動があるのか、といった情報を地域住民に的確に届けられていない現状があります。

講座等を開催する場合においてテーマや開催・周知方法について、住民のニーズに添えていないことが原因として挙げられます。加えて、区内では40以上の団体がボランティア活動をしているものの、団体同士のつながりが弱く、お互いがどのような活動をしているのか知らない現状もあります。

ボランティア活動をしている人たちが高齢化しており、次世代のボランティアが育成されていないことが大きな課題となっています。併せて、ボランティアを受ける側の視点からボランティアについて学ぶことも求められます。

【取り組み（施策）の方向性】

あらゆる年代の住民からボランティア活動に参加いただくには、多種多様な双方のニーズを整理し、的確に情報を届けることが必要です。そのため、ボランティア情報誌の発行や、白根健康福祉センターをボランティア活動の拠点として活用するなど、情報の集約とネットワーク化を図ります。また、学齢期だけでなくあらゆる世代への福祉教育を実施し、住民同士の支え合いの意識醸成を図っていきます。その一環として、災害ボランティアを含めたボランティアの養成と活動の場の充実を図ります。

併せて、講座を開催する際には、テーマや開催方法等について工夫したり、ボランティア同士の情報交換の場を設け、互いの理解と交流を深めます。

◎主な取り組みの内容

- ◇白根健康福祉センターをボランティア活動の拠点として活用
- ◇ボランティア情報誌の発行
- ◇ボランティアの情報集約とネットワーク化
- ◇ボランティア養成講座の開催と活動の場の紹介
- ◇総合的な学習の時間をはじめとした福祉教育の充実
- ◇ボランティア交流会の実施
- ◇ボランティア活動支援
- ◇災害ボランティアの育成



市社協ボランティア QR



南区社協ボランティア市民活動 QR

【南区社会福祉協議会登録ボランティア団体 48団体】※令和2年7月末現在

区分	活動分野	団体数
文化・教養	文化、芸能、演奏、スポーツ等に関する活動	21
環境・美化	環境保全や美化に関する活動	6
子ども支援	子ども、子育て、青少年に関する活動	5
高齢者支援	高齢者に関する活動	5
地域	地域、まちづくり、地域団体等に関する活動	4
障がい者支援	障がい者に関する活動	3
健康・医療	健康、医療、病院、難病支援等に関する活動	2
災害・防災	災害支援や防災、防犯、交通安全に関する活動	1
その他	その他	1

②■地域の茶の間・ふれあいいいききサロン活動の支援

【現状と課題】

地域社会からの孤立を防止するため、だれでも気軽に参加できる居場所づくりが求められています。地域住民が気軽に集える場として、集会場等を活用して、地域の茶の間やサロンが運営されています。

区内で60箇所以上地域の茶の間やサロンが地域住民により開催されているものの、その多くは、サロン運営者の高齢化や会場までの移動手段の確保など、何らかの課題を抱えています。また、単身世帯の増加や核家族化などで世代間の交流の機会が少なくなっており、地域の茶の間、ふれあいいいききサロン、子育てサロン等を活用することが求められています。併せて、地域の茶の間、ふれあいいいききサロン活動を通じて、住民の生活課題を早期に発見し、その課題解決に向けて、関係機関と連携することも求められます。

【取り組み（施策）の方向性】

地域の茶の間やサロンでPR方法の検討を行い、自治会・町内会等の小さな単位を中心に広報し、その活動や意義を知ってもらうことで様々な年代の方々に関心を持ってもらいます。また、幅広い年代の方々が広く参加可能なイベントを設けるなど、世代間交流を図りながら参加者や支援者の勧誘方法を工夫します。その他、参加者が同世代の方へ楽しさを直接伝えるなど、声かけも参加者を増やす有効な手法です。

このため、茶の間やサロンの立ち上げや活動紹介等が記載された冊子の作成、茶の間・サロン間相互の交流会、サロン運営のための研修会を実施するなど、運営を支援し、運営者やスタッフの負担軽減を図ります。併せて、移動の課題に対応した勉強会の開催や住民の生活課題を発見した場合等において、関係機関と連携してサロン支援や個別支援につなげていきます。

◎主な取り組みの内容

- ◇茶の間・サロン交流会の開催
- ◇茶の間・サロン運営のための研修会の開催
- ◇活動紹介や内容メニューの冊子作成
- ◇茶の間・サロンの立ち上げ支援
- ◇茶の間・サロンでの世代間交流会の開催
- ◇関係機関と連携した茶の間・サロン支援
- ◇茶の間・サロンへの移動支援の検討



新潟市茶の間 OR



市社協茶の間 QR

③■個別・地域課題の解決に向けた取り組み

【現状と課題】

広義のひきこもり状態にある15～39歳の若者は、全国で54.1万人いると推定され、深刻な社会問題となっています。^{はちまるごーまる}8050問題も含めるとかなりの数になると推定され、南区も例外ではありません。

ひきこもり状態にある方やそのご家族はそれぞれ異なる経緯や事情を抱えています。そのひきこもり状態のある方や家族に寄り添い、支え合うことのできる地域づくりが必要です。しかしながら、ひきこもりは長期化する傾向があり、その家族も精神的なストレスを抱えています。

ひきこもり状態のある人にあったペースを心がけながら、まず家族が心理的に安定する支援が求められています。また、他にもコミュニティソーシャルワーカー（CSW）に寄せられる個別の相談や「移動」等の地域課題に対して相談体制の充実や支え合いのしくみづくりと連携した取り組みが求められています。

【取り組み（施策）の方向性】

ひきこもり状態のある方の家族が集まることのできる家族の居場所を設けることで、家族の心の安定を図ります。また、ひきこもりに関する講座の開催や支援者間で連携することで、支え合う地域づくりを進めていきます。

この他、公共交通を補完する移動支援など、個別の相談や地域から寄せられる課題に対して、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の相談体制の充実と支え合いのしくみづくり等と連携した取り組みを進めていきます。

◎主な取り組みの内容

- ◇買い物など移動支援の検討
- ◇ひきこもりに関する講座や家族の居場所、関係機関連絡会等の開催
- ◇コミュニティソーシャルワーカー（CSW）相談体制の充実



ひこもり相談支援センターQR



市社協各種相談 QR



市社協 CSW QR

【用語解説】

「ひきこもり」とは……

様々な要因の結果として社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外の交友など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念になります。

「8050問題」とは……

80代の親が50代の収入のない子どもの生活を支えて行き詰ってしまう状態を言います。

「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」とは……

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う相談員になります。

④■避難行動要支援者に対する支援の充実

【現状と課題】

避難行動要支援者名簿は、市が各自治会単位で作成し管理していますが、避難支援者に配布している名簿の活用については、まだ十分な状態とは言えません。また、要支援者に対する個別避難支援計画は、策定されていない地域も見受けられます。

名簿登録には本人からの登録申請が必要なことから、支援が必要な高齢者や障がい者などへの制度の更なる周知と地域の助け合いの意識を高めることが課題となっています。

【取り組み（施策）の方向性】

先進地域の事例紹介などにより本制度への理解を深め、個別避難支援計画策定地域の拡大を図ります。自主防災組織の訓練などを通じて、行政や専門家による助言や指導を行うことにより、避難行動要支援者名簿を活用した災害時における地域住民による助け合いの体制づくりを支援します。

◎主な取り組みの内容

- ◇避難行動要支援者名簿と登録対象者の確認
- ◇地域の避難行動要支援者登録対象者への意識付け
- ◇自主防災訓練を通しての要支援者支援訓練の実施



避難行動要支援者支援制度 QR

【用語解説】

「避難行動要支援者名簿」とは……

避難行動要支援者に対する避難支援などが円滑に行われるための基礎資料として、新潟市が福祉情報などから市内の避難行動要支援者の情報を抽出し、とりまとめた名簿です。

名簿には「全体名簿」と「同意者名簿」があり、全体名簿は、障がい者、要介護者などの避難行動要支援者の要件に該当する全員を登載している名簿です。平常時は市役所で保管をし、災害時には避難行動要支援者の救助・救援、避難支援のため、警察、障がい者団体などに提供します。

同意者名簿は、避難支援の体制を整備するため、平常時から避難行動要支援者の情報を自治会・町内会、自主防災組織の地域や警察、民生委員などの支援者に提供することに同意した方のみを掲載している名簿になります。

策定中

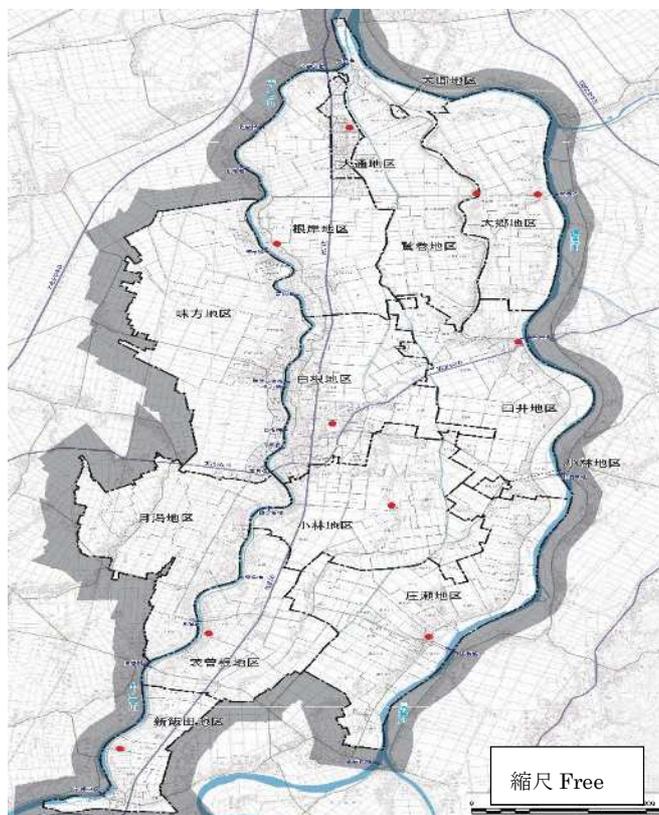
第3章

地域福祉活動計画（地区別計画）

地区別計画は、地域の方々が地域福祉活動に目標を設定して進める計画です。

本計画は、地域コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会、地区自治協議会、アクションプラン推進委員等の方々が、令和2年に発生した新型コロナウイルスの感染防止に十分な配慮をしながら、最小限度の規模において座談会を開催し策定したものです。

そのため、本計画の期間内であっても、必要に応じて随時新たな課題に対する取り組みの追加等を柔軟に行い、地区ごとの推進目標に向かってより良い地域づくりを進めていきます。



各地区のスローガン（策定中）

1	新飯田地区	・・・・・・・・・・・・・・・・ P
2	茨曾根地区	・・・・・・・・・・・・・・・・ P
3	庄瀬地区	・・・・・・・・・・・・・・・・ P
4	小林地区	・・・・・・・・・・・・・・・・ P
5	臼井地区	・・・・・・・・・・・・・・・・ P
6	大郷地区	・・・・・・・・・・・・・・・・ P
7	鷺巻地区	・・・・・・・・・・・・・・・・ P
8	根岸地区	・・・・・・・・・・・・・・・・ P
9	大通地区	・・・・・・・・・・・・・・・・ P
10	白根地区	・・・・・・・・・・・・・・・・ P
11	味方地区	・・・・・・・・・・・・・・・・ P
12	月潟地区	・・・・・・・・・・・・・・・・ P

<各地区のデータ算出について>

- 地区ごとに掲載されていますデータについては、住民基本台帳から算出をしています。
- 同一の町名区域内で地域が分かれる場合については、面積按分し算出しています。

〇〇地区

<地域の特徴>



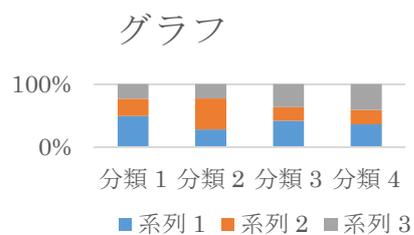
策定中



地図

<データ R2.3.31 現在>

人口	
世帯数	
自治会・町内会数	
14歳以下人口 (%)	
65歳以上人口 (%)	



座談会では、こんな声が聞かれました



策定中

ワークショップ写真

活動写真

座談会の様子

〇〇活動の様子

策定中

推進目標

期待される取り組み

実施している取り組み

1.

2.

3.

4.

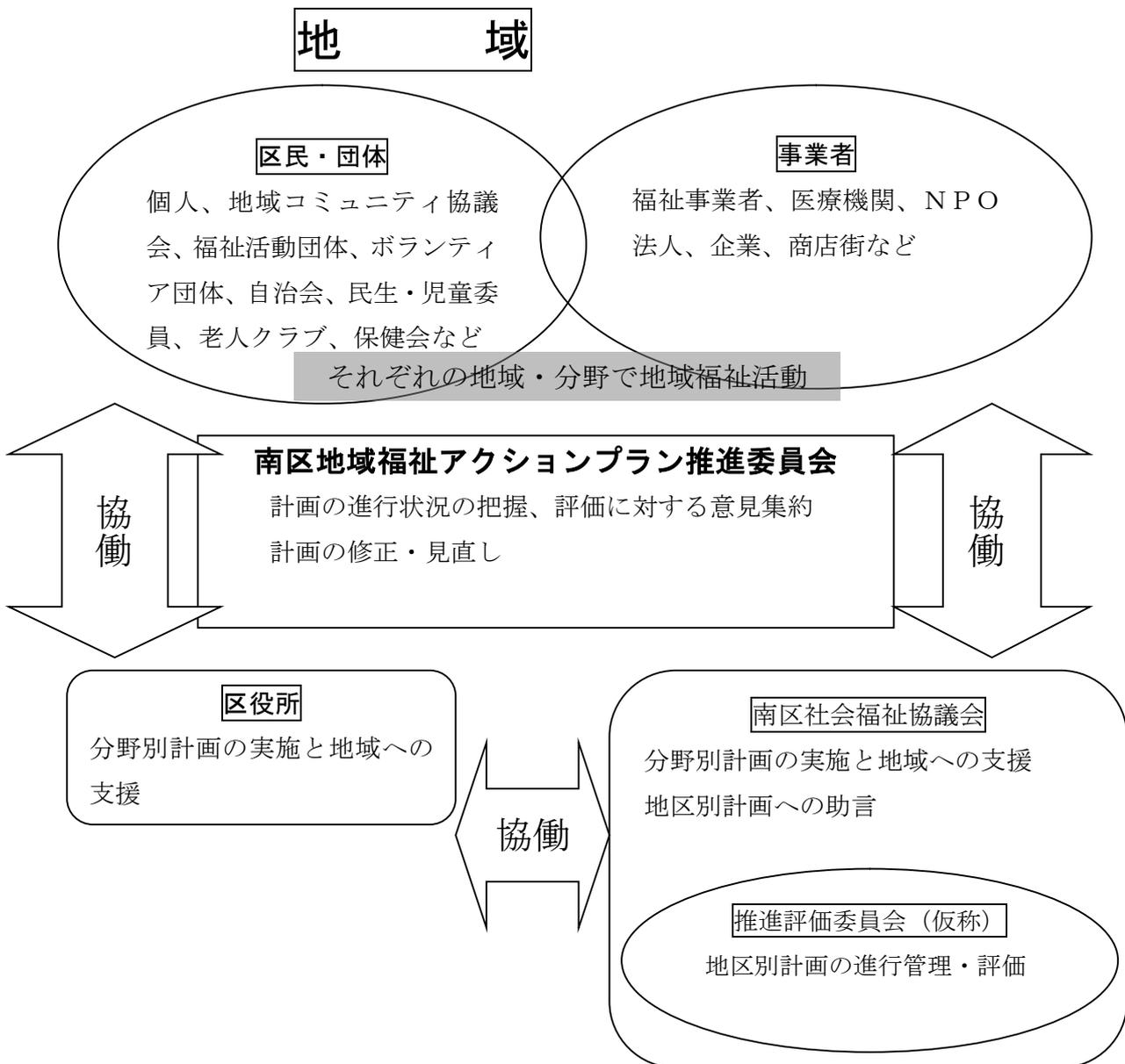
第4章 南区地域福祉アクションプランの進行管理と評価体制

1 地域福祉計画（分野別計画）

南区地域福祉アクションプラン推進委員会において、計画の進行状況及び評価を報告するとともに、必要に応じて計画の推進主体に対し提言を行います。

2 地域福祉活動計画（地区別計画）

各地区に計画を進行管理及び評価する体制をつくり、年度ごとの状況を推進委員会へ報告します。また、報告内容を各地区へ情報提供し、さらなる計画の推進につなげていきます。



資料編

1 南区地域福祉アクションプラン策定経過

年月日	内容
令和2年 3月18日	<p>◎令和元年度 第2回南区地域福祉アクションプラン推進委員会 (書面開催)</p> <p>注記：新型コロナウイルス感染拡大防止のため推進委員会の開催を中止し、次期計画策定のスケジュール(案)他について書面説明</p>
6月24日	<p>◎令和2年度 第1回南区地域福祉アクションプラン推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度南区地域福祉アクションプランの分野別計画(案)について ・地区別計画の取り組み状況について ・新潟市の地域福祉に関するアンケート結果について ・新潟市地域福祉計画(案)について ・次期計画策定のスケジュール2次修正(案)について ・次期新潟市地域福祉計画の基本理念と基本目標について ・次期南区地域福祉アクションプランの基本理念と基本目標(案)について ・分科会顔合わせ、分野別計画素案について ・地域座談会の開催について <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>取り組みの動画を視聴</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>分科会顔合わせ</p> </div> </div>
7月6日	<p>○福祉分野別分科会(高齢者介護者支援・健康づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題、取り組みの目標や方向性について意見交換 <div style="text-align: center;">  </div>
7月7日	<p>○福祉分野別分科会(地域づくり)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題、取り組みの目標や方向性について意見交換 
<p>7月13日</p>	<p>○福祉分野別分科会（児童福祉・子育て支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題、取り組みの目標や方向性について意見交換 
<p>7月16日</p>	<p>○福祉分野別分科会（障がい者福祉・自立支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題、取り組みの目標や方向性について意見交換 
<p>7月～</p>	<p>◇地区座談会（南区地域福祉活動計画策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南区地域福祉アクションプランについて ・現状と課題について意見交換 <p>◇素案協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな課題の整理、解決策、推進体制の検討、目標について <p>注記：新型コロナウイルス感染拡大防止のため各地区の事情に応じて策定</p>
<p>8月20日</p>	<p>◎令和2年度 第2回南区地域福祉アクションプラン推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度南区地域福祉アクションプランの取り組みと評価（案）について ・分科会の開催概要報告 ・分野別計画第一次修正（案）について ・地域福祉活動計画（地区別計画）策定の開催状況について

	
10月1日	<p>◎令和2年度 第3回南区地域福祉アクションプラン推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野別計画第二次修正（案）について ・地域福祉活動計画（地区別計画）策定の開催状況について ・冊子の構成について ・第4回南区地域福祉アクションプラン推進委員会の書面開催について 
11月	<p>◎令和2年度 第4回南区地域福祉アクションプラン推進委員会（書面開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期計画のパブリックコメント（案）について ・地区別計画の策定状況経過報告
11月25日	<p>◦南区自治協議会経過報告</p>
12月15日	<p>◦市議会市民厚生常任委員協議会説明</p>
12月～1月	<p>◦パブリックコメント実施</p>
令和3年 2月 日	<p>◎第5回南区地域福祉アクションプラン推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期計画のパブリックコメント結果報告 ・次期計画の最終（案）について ・令和3年度南区地域福祉アクションプランの分野別計画（案）について ・令和2年度地区別計画の取り組み状況について ・委員の改選について
3月	<p>◦計画の策定・公表</p>

2 新潟市南区地域福祉アクションプラン推進委員会開催要綱

新潟市南区地域福祉アクションプラン推進委員会開催要綱

(目的)

第1条 南区地域福祉アクションプラン（以下「計画」という。）に基づき、南区の総合的な地域福祉を推進していくにあたり、次に掲げることについて、市民、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取するため、南区地域福祉アクションプラン推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

- (1) 計画の策定及び進行管理と評価に関すること
- (2) 計画の実践の支援に関すること
- (3) その他計画推進に関すること

(委員構成)

第2条 委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 地域福祉関係団体の代表者
- (2) 地域福祉関係事業者の代表者
- (3) 市民
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げるほか計画の推進に関して知識・経験を有する者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、原則3年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長、副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会議を進行する。

3 副委員長は、委員長が欠けるとき、又は委員長に事故があったときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて市長が招集する。

2 市長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(分科会)

第6条 委員会は、具体的な計画の推進や課題を個別に検討するため、分科会を開催することができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び分科会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、南区役所健康福祉課及び南区社会福祉協議会に置く。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、南区役所健康福祉課で行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月13日から施行する。

3 南区地域福祉アクションプラン推進委員会委員名簿

(令和2年6月24日現在：敬称略)

分野	推薦団体名	氏名
地域代表	新飯田コミュニティ協議会	金子 勝
〃	コミュニティ茨曾根	上杉 小貴子
〃	庄瀬地域コミュニティ協議会	中丸 文吉
〃	小林コミュニティ協議会	西村 茂
〃	臼井地区コミュニティ協議会	小林 誠
〃	大郷地区コミュニティ協議会	長谷川 晴美
〃	鷲巻地区コミュニティ協議会	安達 竹郎
〃	根岸地域コミュニティ協議会	丸井 武馬
〃	大通コミュニティ協議会	長谷川 茂
〃	白根コミュニティ協議会	小柳 典子
〃	味方地区コミュニティ協議会	仲山 田鶴子
〃	月潟コミュニティ協議会	泉田 めずる
民生委員・児童委員	南区民生委員児童委員会長連絡会	田中 順子
老人クラブ	南区老人クラブ連合会	佐藤 恵美
障がい者団体	南区身体障がい者福祉協会	永井 正子
ボランティア団体	音声訳ひばり会	山田 久美子
保健	南区連合保健会	池田 朱美
子育て支援団体	子育て支援リーダー	山田ひろ子
社会福祉協議会	南区社会福祉協議会	田辺 金一
子育て支援団体	特定非営利活動法人ワーカーズコープ新潟事業所	渡邊 美幸

4 統計データ

項目案

○概略的なもの

年齢別人口

将来人口推計と減少率

高齢化率とその見込み

○分野別計画に関するもの

■児童福祉、子育て支援

出生数の推移

児童数と児童館の数

■障がい者、生活困窮者支援

南区における障害者手帳所持者数

■高齢者介護者支援、健康寿命の延伸

高齢化の状況

要介護・要支援認定者数

入院の継続や退院後の在宅医療の相談先について

特定健康診査等実施状況

年代別特定検診受診率

喫煙、飲酒、運動習慣について

がん検診受診状況

■地域づくり



南区地域福祉アクションプラン（2021～2026）
[新潟市南区地域福祉計画・地域福祉活動計画]

令和3年3月

【編集】

新潟市南区役所健康福祉課・新潟市南区社会福祉協議会

【発行】

新潟市南区役所

〒950-1292 新潟市南区白根 1235 番地

TEL 025-372-6303

FAX 025-372-4033

E-mail kenko.s@city.niigata.lg.jp